

第7期 大和市
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
ダイジェスト版

平成30年3月
大和市

1 計画の概要

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは

大和市では、健康でいきいきと活躍している高齢者から、身体機能が低下して、誰かの支援や介護を必要とする高齢者など、様々な方が暮らしています。また、一人の高齢者の生活は、健康な状態から介護を受ける状態まで途切れることなく移行します。

そのため、大和市では、一人ひとりの高齢者の身体の状態や生活環境にふさわしい施策を実施するため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体の計画として策定しました。

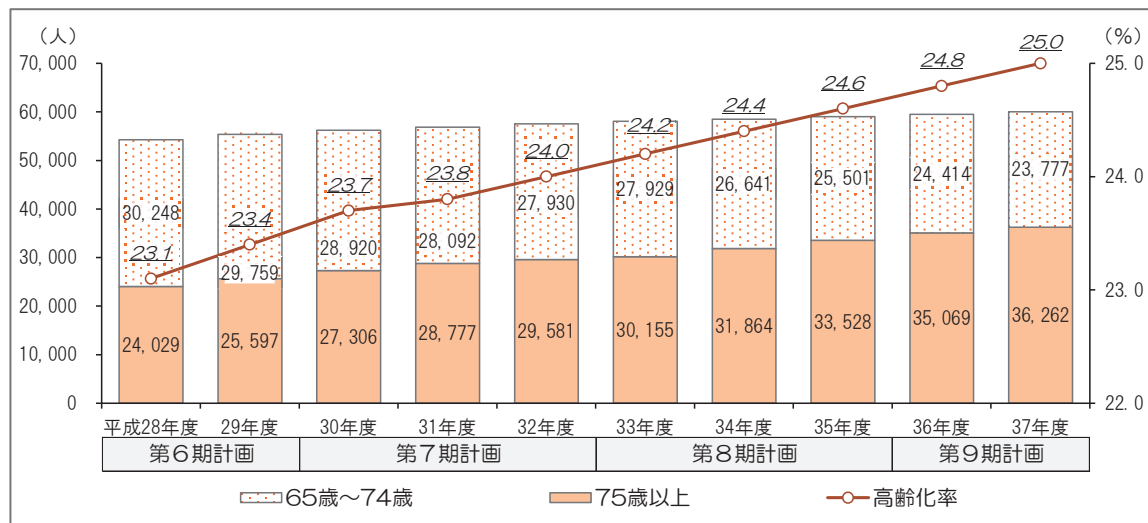
計画期間

第7期計画の期間は、平成30年度から平成32年度までとし、3年ごとに策定します。

2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
第5期計画			第6期計画			第7期計画			第8期計画			第9期計画		

大和市の高齢者を取り巻く状況

■高齢者（65歳以上）人口と高齢化率、要介護認定者数の推移



■大和市の高齢者（65歳以上）人口と要支援・要介護認定者数の推移

(単位：人)

計画	第6期計画		第7期計画			第8期計画			第9期計画	
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
認定者数合計	8,936	9,437	9,977	10,477	11,041	11,653	12,265	12,876	13,488	14,100
うち2号被保険者	292	300	308	318	329	335	341	346	352	358
うち1号被保険者(A)	8,644	9,137	9,669	10,159	10,712	11,318	11,924	12,530	13,136	13,742
65歳以上の認定率(A/B)	15.9%	16.5%	17.2%	17.9%	18.6%	19.5%	20.4%	21.2%	22.1%	22.9%
高齢者人口(B)	54,277	55,356	56,226	56,869	57,511	58,084	58,505	59,029	59,483	60,039

※高齢者（65歳以上）の人口については、平成28・29年度は10月1日時点の住民基本台帳登録者数、平成30～37年度はコーホート要因法による推計値です。

※要支援・要介護認定者数については、平成28・29年度は10月1日時点の実績、平成30～37年度は推計値です。

■第1号被保険者の要支援・要介護認定状況の推移

年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
前期高齢者 (65歳～74歳)	認定者数(人)	1,233	1,311	1,284	1,348	1,421	1,417
	人数(人)	27,677	28,836	30,035	30,459	30,248	29,759
	認定割合(%)	4.5	4.5	4.3	4.4	4.7	4.8
後期高齢者 (75歳以上)	認定者数(人)	5,782	6,126	6,354	6,801	7,223	7,720
	人数(人)	18,801	19,871	20,916	22,329	24,029	25,597
	認定割合(%)	30.8	30.8	30.4	30.5	30.1	30.2

(各年度10月1日時点)

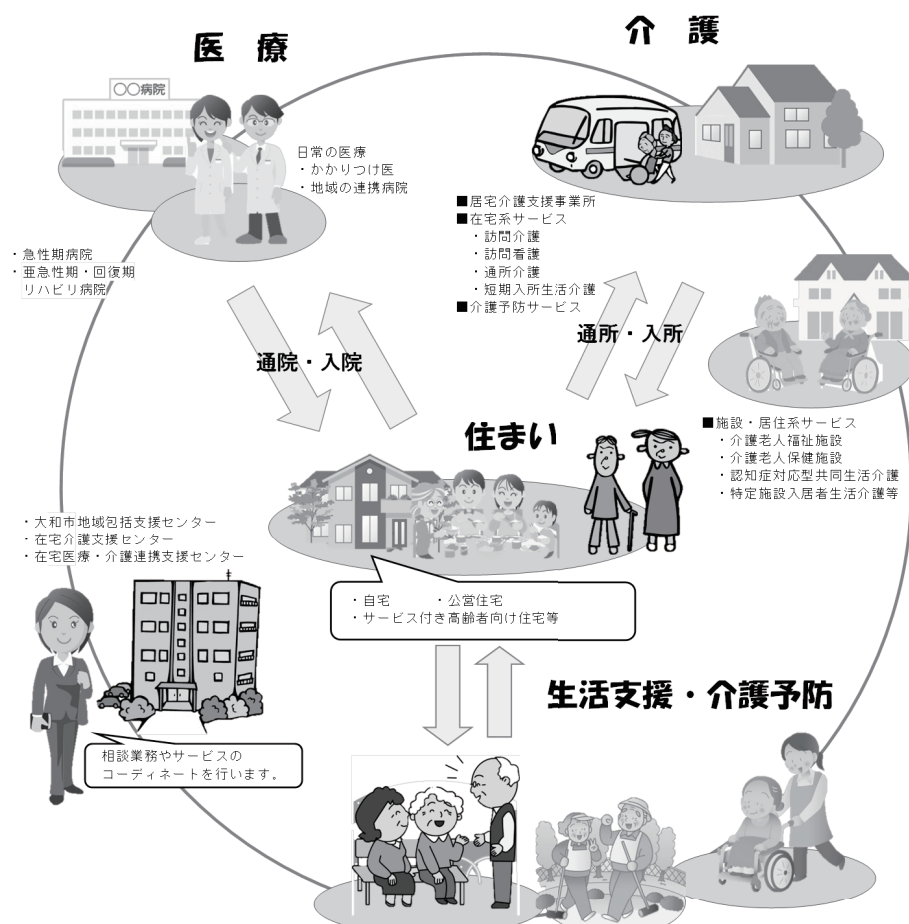
■要支援・要介護認定を受けている認知症高齢者数の推移

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症高齢者数(人)※	1,833	2,063	2,324	2,486	2,681

(各年度10月1日時点)

※認知症高齢者…要支援・要介護認定者のうち、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態の「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ(認定申請時の主治医意見書に記載があるもの)」以上の高齢者

地域包括ケアシステムのイメージ図



地域包括ケアシステムは、地域の実情に依りて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に依りて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことです。

保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に依りて、地域の特性に依りて作り上げていくことが必要とされています。

市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、シルバー人材センター、自治会、老人クラブ、ボランティア、NPO、民生委員・児童委員、認知症サポーター、企業等

2 計画の基本的な方向性

基本理念

一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち

※大和市の最上位計画である第8次大和市総合計画の基本目標1を理念とします。

基本目標と施策体系

第7期計画では、国の方針や大和市の地域性を踏まえた上で地域の力を引き出し、大和市らしい施策・取組を実践していくために、以下の2つを基本目標とし、それぞれの施策体系を設定します。

基本目標1

元気にいつまでも住み続けられるまち (地域包括ケアシステムの深化・推進)

- 生きがいや張り合いを持って暮らせるような取組を拡充します
- 健康づくり・介護予防に取り組みます
- 安心して暮らせる環境づくりを進めます
- 認知症を理解し、認知症の人が地域で安心して生活できるよう支援します
- 権利が守られる環境を整備します
- 在宅医療・介護の連携強化を図ります
- 我が事・丸ごとの地域づくりを進めます

基本目標2

安心して介護保険サービスを利用できるまち

- 要介護認定の適正化を図ります
- 介護給付の適正化を図ります
- 介護保険サービスの質の確保・向上を図ります
- 介護保険サービスの量の確保・充実を図ります
- 費用負担の適正化を図ります

3 施策の展開

基本目標 1

元気にいつまでも住み続けられるまち

(地域包括ケアシステムの深化・推進)

施策体系1-1	生きがいづくり		生きがいや張り合いを持って暮らせるような取組を拡充します
<p>■目標■</p> <p>身近なところに自分らしく過ごせる居場所があり、生きがいを感じながらいきいきと生活することに加え、多くの高齢者が“支えられる側”でなく“支える側”として活躍し、お互いに支え合っている。</p>			
施策1-1-1	高齢者が活躍できる場や機会の提供		
<p>【主な事業・取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活支援体制整備（協議体の設置・地域支え合い推進員の配置） ●介護予防ポイント事業 ●認知症サポーター養成事業 ●認知症カフェ（やまとカフェ）ボランティア研修 ●シルバー人材センター支援 ●介護予防サポーター養成事業 ●認知症サポーター育成ステップアップ講座 ●やまとボランティア総合案内所 など 			
施策1-1-2	高齢者のための居場所づくり・生きがいづくり		
<p>【主な事業・取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の居場所 ●老人集会所の指定 ●老人福祉センター運営事業 ●高齢者福祉農園 ●やまと生涯学習ねっとわあく制度 ●ひまわりサロン など ●はり・きゅう・マッサージ治療費助成 ●敬老祝品支給事業 ●福寿カード ●大和市民大学（旧のぎく大学） ●やまと生涯学習出前講座「どこでも講座」 ●老人クラブ育成支援 ●生きがいづくりバス借上げ料助成 ●高齢者入浴サービス ●大和市民大学 ●ご近所のお茶飲み会「茶OH！（ちゅお）」 			
施策体系1-2	健康づくり、介護予防		
健康づくり、介護予防			
<p>■目標■</p> <p>高齢者が健康でいられるよう、自分自身の身体状況を把握し、それに見合った適切な行動をとること。また、多様なニーズに対応した介護予防・生活支援サービスを通じ、高齢者自身が自立した生活を送っている。</p>			
施策1-2-1	健康診査・各種検診等の充実		
<p>【主な事業・取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定健康診査 ●成人歯科保健 ●感染症対策（予防接種） ●長寿健康診査 ●国民健康保険人間ドック助成事業 ●各種がん検診 ●後期高齢者人間ドック助成事業 			
施策1-2-2	各種健康づくり事業の充実		
<p>【主な事業・取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●健康相談 ●特定保健指導 ●やまとウォーキンピック ●大和市食生活改善推進員の活動 ●やまと24時間健康相談 ●健康教育 ●保健師・管理栄養士等の訪問指導・相談 ●ヤマトン健康ポイント ●大和市食生活改善推進員の養成 ●健康都市図書館 など ●健康手帳等による健康管理 ●（再掲）成人歯科保健 ●大和市健康普及員の活動 ●健康情報サービスの提供 			

施策1-2-3	介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の充実
【主な事業・取組】	
●訪問型サービス	●通所型サービス ●生活支援サービス ●介護予防ケアマネジメント
施策1-2-4	介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）の充実
【主な事業・取組】	
●介護予防把握事業（介護予防アンケート）	
●介護予防普及啓発事業（健康遊具体験会、介護予防セミナー、認知症講演会、成年後見制度講演会）	
●健康遊具設置事業【参考】	
●地域介護予防活動支援事業（介護予防サポーター養成講座、介護予防ポイント事業、ふれあいネットワーク事業）	
●一般介護予防事業評価事業 ●地域リハビリテーション活動支援事業	

施策体系1-3	安心して暮らせる環境づくりを進めます
見守り・住環境・日常生活支援	
■目標■	
住み慣れた地域で、高齢者が安心して、安全に暮らすこと。また、困りごとを一人で抱え込まず、地域の力を得て、お互いに協力し、助け合いながら解決している。	
施策1-3-1	地域における見守り体制・ネットワークの構築
【主な事業・取組】	
●在宅高齢者声かけ訪問調査	●在宅要支援・要介護認定者向けの調査
●民生委員児童委員の見守り活動支援	●（再掲）敬老祝品支給事業
●地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定	●高齢者見守りシステム（旧緊急通報システム）
●救急医療情報キット	●避難行動要支援者支援制度
●特別養護老人ホーム等との災害時における協定締結	など
施策1-3-2	地域包括支援センターの機能強化
【主な事業・取組】	
●地域包括支援センターの機能強化	●地域ケア会議の充実
●在宅介護支援センター	●地域包括支援センター運営協議会
施策1-3-3	高齢者の住まいに関する支援の充実
【主な事業・取組】	
●住宅改修費の支給	●建築物の耐震化等促進事業（家具転倒防止器具取付支援）
●建築物の耐震化等促進事業（不燃化・バリアフリー改修工事費補助）	●サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供
●あんしん賃貸支援事業	●市営住宅における高齢者向け住宅（バリアフリー化など）の充実
●シルバーハウジング（高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業）	●ユニバーサルデザイン推進事業
●WHOエイジフレンドリーシティ・グローバルネットワークへの参加	
施策1-3-4	日常生活への支援
【主な事業・取組】	
●（再掲）生活支援体制整備	●（再掲）総合事業（訪問型・通所型サービス等）
●（再掲）シルバー人材センター支援	●（再掲）やまとボランティア総合案内所
●福祉用具の貸与・福祉用具購入費の支給	●地域乗合交通創出支援事業
●コミュニティバス運行事業	●高齢者おでかけ支援事業
●ふれあい収集	●福祉車両助成事業
●シルバー・ドライブ・チェック	など
施策1-3-5	家族介護支援サービスの充実
【主な事業・取組】	
●紙おむつ支給	●家族介護慰労金支給 ●家族介護者教室
●（地域包括支援センター主催）介護者交流会の支援	●臨床心理士による認知症個別相談・介護者交流会 など

施策体系1-4	認知症を理解し、認知症の人が地域で安心して生活できるよう支援します
認知症施策	
<p>■目標■</p> <p>誰もが認知症を理解し、気軽に相談することができ、容態に合った医療や介護等のサービスを利用することができる。また、本人・家族を中心に、地域の人や各関係者が連携して支援できている。</p>	
施策1-4-1	認知症に対する理解の促進
<p>【主な事業・取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認知症講演会 ● (再掲) 認知症サポーター育成ステップアップ講座 ● 認知症予防コグニサイズ事業 ● (再掲) 認知症サポーター養成事業 ● 認知症予防セミナー (コグニサイズ) ● コグニバイク設置関連事業 	
施策1-4-2	早期発見・早期対応に向けた体制の整備
<p>【主な事業・取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認知症初期集中支援チーム ● 認知症地域支援推進員 ● (再掲) 地域ケア会議の充実 ● タブレットを活用した認知機能の検査 ● 認知症ケアパスの普及 ● 認知症ケアに携わる多職種協働研修 (認知症ライフサポート研修) ● 認知症簡易チェックシステム 	
施策1-4-3	認知症の本人と家族等の介護者に対する支援
<p>【主な事業・取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (市・地域包括支援センター主催) 認知症カフェ ● (再掲) (地域包括支援センター主催) 介護者交流会の支援 ● 認知症の人と家族の会との連携 ● はいかい高齢者等SOSネットワーク ● はいかい高齢者個人賠償責任保険事業 ● 成年後見制度の利用促進 ● グループホーム家賃等助成事業 ● (市民主催) 認知症カフェへの補助 ● 認知症の当事者の集いの検討 ● (再掲) 臨床心理士による認知症個別相談・介護者交流会 ● はいかい高齢者等位置確認支援事業 ● 認知症高齢者の虐待防止 ● (再掲) 地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定 <p style="text-align: right;">など</p>	

施策体系1-5	権利が守られる環境を整備します
権利擁護	
<p>■目標■</p> <p>高齢者虐待を未然に防ぎ、通報や相談に対して迅速かつ適切に対応すること。また、成年後見制度が適切に活用されている。</p>	
施策1-5-1	高齢者の権利擁護・虐待防止の推進
<p>【主な事業・取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者虐待に関する普及啓発事業 ● 高齢者虐待防止ネットワークの構築 ● 緊急一時入所事業 ● 高齢者虐待の早期通報・早期対応 ● 養護老人ホーム等への措置 ● 消費生活出前講座の実施 <p style="text-align: right;">など</p>	
施策1-5-2	成年後見制度の利用促進
<p>【主な事業・取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度に関する普及啓発 (成年後見制度講演会・相談会) ● 市長申立 ● 市民後見人の養成・活動支援 ● 成年後見制度利用支援 ● 法人後見の積極的な活用 <p style="text-align: right;">など</p>	

施策体系1-6	在宅医療・介護の連携強化を図ります
在宅医療・介護	
<p>■目標■</p> <p>一人でも多くの人ができる限り住み慣れた自宅や地域等で生活を続けることができるよう、医療、介護サービスの充実や情報提供、連携強化を図っている。</p>	
施策1-6-1	在宅医療・介護の連携強化
<p>【主な事業・取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●在宅医療・介護連携支援センター事業 ●地域の医療・介護情報の提供 ●医療と介護を一体的に提供するサービスの充実 	

施策体系1-7	我が事・丸ごとの地域づくりを進めます
地域共生社会	
<p>■目標■</p> <p>高齢者、児童、障がい者と対象者ごとの知識を蓄え、経験を重ね、これまで以上に組織間等の連携を図るとともに、適切な対応やサービスの供給に努めている。</p>	
施策1-7-1	地域共生社会の実現に向けた取組
<p>【主な事業・取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉計画との整合性 ●共生型サービス事業所の指定 ●（再掲）生活支援体制整備 ●（再掲）地域ケア会議の充実 	

基本目標2 安心して介護保険サービスを利用できるまち

施策体系2-1	要介護認定の適正化を図ります
要介護認定適正化	
<p>■目標■</p> <p>要介護認定が適正に行われ、迅速性が確保されている。</p>	
施策2-1-1	要支援・要介護の認定の適正化
<p>【主な事業・取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認定有効期間の延長 ●認定審査会の審査簡素化 ●認定調査結果点検 ●認定者のサービス利用状況確認 	

施策体系2-2	介護給付の適正化を図ります
介護給付適正化	
<p>■目標■</p> <p>利用者負担の公平化が図られ、保険給付費が適正に支給されている。</p>	
施策2-2-1	介護給付の適正化
<p>【主な事業・取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用者負担割合の変更 ●ケアプラン点検 ●福祉用具貸与価格の上限設定 ●福祉用具購入・住宅改修の実態点検 ●縦覧点検・医療情報との突合 ●介護給付費の通知 ●各種利用者負担軽減措置の審査 	

施策体系2-3	介護保険サービスの質の確保・向上を図ります
サービス質確保・向上	
■目標■	介護保険サービス事業所の種類や事業所数が増えても、提供される介護保険サービスの質が確保され、向上している。
施策2-3-1	介護従事者の確保と育成
【主な事業・取組】	<ul style="list-style-type: none"> ●介護職員の人材確保 ●介護ロボットの導入支援
施策2-3-2	介護保険サービスの質の確保・向上
【主な事業・取組】	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者の指定及び指導等 ●介護サービス相談員の派遣 ●苦情相談

施策体系2-4	介護保険サービスの量の確保・充実を図ります
サービス量確保・充実	
■目標■	介護が必要な方のニーズに対応した介護保険施設等が、適切に整備されている。
施策2-4-1	介護保険施設等の整備
【主な事業・取組】	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険施設等の整備

施策体系2-5	費用負担の適正化を図ります
費用負担適正化	
■目標■	65歳以上の人口を推計した上で、平成30年度から平成32年度までの保険給付費を見込み、適切な介護保険料が設定されている。
施策2-5-1	公平で安定的な介護保険の運営
【主な事業・取組】	<ul style="list-style-type: none"> ●第1号被保険者保険料の賦課・徴収 ●第2号被保険者保険料の段階的な総報酬割への移行 ●制度を周知するための介護保険制度の周知 ●公費による低所得者への保険料軽減措置 ●滞納者に対する給付制限 ●保険料の減免

4 介護保険の費用と保険料

介護給付費等の見込み

介護保険サービスを利用した場合にかかる費用のうちの原則1割又は2割（平成30年8月から一定以上の所得のある人は3割）を利用者が負担し、残りは公費や保険料から給付されます。この介護サービスや介護予防サービスの給付にかかる費用に、利用者の負担を軽減するための高額サービス等諸費、特定入所者介護サービス等諸費、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査・支払いに要する審査支払手数料を加えたものを「標準給付費」といいます。標準給付費に介護予防・日常生活支援総合事業費や包括的支援事業・任意事業費からなる地域支援事業費を加えたものを介護給付費等といいます。

要支援・要介護認定者数の増加に伴い、介護給付費等の増加が見込まれます。介護給付費等の見込み金額は、平成30年度には約152億円ですが、毎年7～10%程度の上昇を続け、平成32年度には約180億円に達すると見込まれます。3年間では総額499億円が見込まれます。

■介護給付費等の推計

(単位：円)

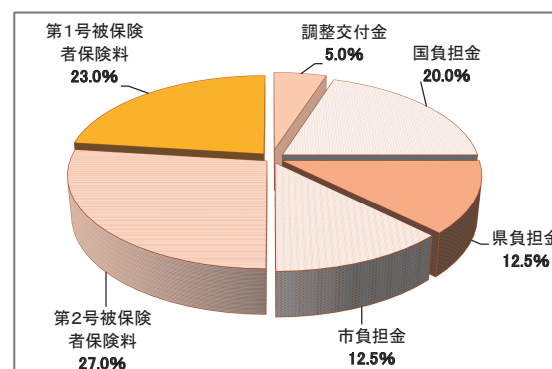
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計
標準給付費	14,400,946,387	15,892,533,278	17,066,443,712	47,359,923,377
地域支援事業費	330,636,000	337,814,000	343,187,000	1,011,637,000
介護給付費等	15,209,716,387	16,747,619,278	17,964,752,712	49,922,088,377

介護保険料基準額の算出

①第1号被保険者負担割合

介護給付費等の財源は公費と保険料で賄われ、その比率は50%ずつです。財源の内訳は、原則、公費が国25%、都道府県12.5%、市区町村12.5%、保険料が第1号被保険者（65歳以上）保険料23%、第2号被保険者（40歳以上64歳以下）保険料27%です。

※第6期計画では、第1号被保険者の負担割合は22%でしたが、第7期計画では23%に改められました。



②調整交付金相当額負担分

国の負担割合25%のうち5%部分については、調整交付金として市町村に交付されます。これは各保険者間の、高齢者の年齢ごとの分布割合（3区分：65-74歳、75-84歳、85歳以上）や、所得段階別加入割合の差を調整するためのものです。

③介護保険給付準備基金

介護保険給付準備基金（実際に支払われた介護給付費と介護保険料収入の差額によるもの）を取り崩すことによって、介護保険料の上昇緩和に活用します。第6期計画期間においては、国からの財政調整交付金が見込みより多く交付されたことなどの理由により、平成29年度末に約8億3千万円になる見込です。なお、この基金については保険料の上昇を抑制するために、第7期計画において7億5千万円を取り崩す予定です。

④保険料の基準額

介護給付費等の総額に、第1号被保険者の負担割合（23%）を乗じて第1号被保険者負担額を算出し、保険料上昇緩和のための介護給付準備基金取崩額を差し引いた額を、第7期計画期間中の補正後第1号被保険者数で割って求めた金額が、保険料の基準額となります。

第7期計画の第1号被保険者保険料

所得段階	対象となる人	保 険 料		
		保険料率	月額	年額
第1段階*1	生活保護受給者、又は老齢福祉年金受給者で世帯非課税の人	0.50	2,849円	34,192円
第2段階*2	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.50	2,849円	34,192円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.70	3,989円	47,869円
第4段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える人	0.75	4,274円	51,288円
第5段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	0.90	5,129円	61,546円
第6段階 (基準)	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円を超える人	1.00	5,699円	68,385円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の人	1.15	6,554円	78,642円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	1.25	7,123円	85,481円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	8,548円	102,577円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.60	9,118円	109,416円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.70	9,688円	116,254円
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.95	11,113円	133,350円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.05	11,682円	140,189円
第14段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	2.15	12,252円	147,027円
第15段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満の人	2.30	13,107円	157,285円
第16段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が2,500万円以上の人	2.50	14,247円	170,962円

※公的年金等収入金額とは

市民税の課税対象になる公的年金等の収入金額を公的年金等収入金額として扱いますが、遺族年金や障害者年金は課税の対象にならないため、公的年金等収入金額として扱いません。

※合計所得金額とは

収入から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除、医療費控除及び不動産や株式の譲渡損失などの控除前の金額のことです。

※課税・非課税の判定について

課税・非課税の判定は、当該年度の市民税で判定します。

*1・*2：低所得者に対する公費による介護保険料軽減について

第1段階、第2段階については、基準額に対する割合（保険料率）を0.5から0.45（保険料は月額：2,564円、保険料年額：30,773円）に軽減します。

高齢福祉・保健・介護保険等に関する窓口			
高齢福祉の総合相談	高齢福祉課	☎260-5611	保健福祉センター4階 (鶴間1-31-7)
健康づくりに関すること	健康づくり推進課	☎260-5661	
介護保険について	介護保険課	☎260-5168	市役所1階 (下鶴間1-1-1)
大和市社会福祉協議会	ボランティア振興課	☎260-5643	保健福祉センター4階 (鶴間1-31-7)
	生活支援課	☎260-5634	市役所第2分庁舎 1階 (鶴間1-25-15)
在宅介護等の相談、 福祉サービスの代行申請等	在宅介護支援 センター・みなみ風	☎264-1000	上草柳 164-5

身近な相談窓口 『地域包括支援センター』	
地域包括支援センター名・連絡先・住所	担当地区
中央林間地域包括支援センター（プレマ会） ☎271-5572 住所：下鶴間 1598-1 LAPLA 中央林間 2F	◎中央林間 ◎中央林間西 ◎下鶴間（1450～1625、4374～4454）
下鶴間つきみ野地域包括支援センター （ロゼホームつきみ野） ☎272-7061 住所：下鶴間 418-2	◎つきみ野 ◎下鶴間（1450～1625と4374～4454を除く）
南林間地域包括支援センター（サンホーム鶴間） ☎271-5706 住所：南林間 1-4-18 ジュネス南林間 2-1	◎南林間 ◎林間
鶴間地域包括支援センター（サンホーム鶴間） ☎271-2770 住所：西鶴間 8-1-2	◎鶴間 ◎西鶴間
深見大和地域包括支援センター（大和YMCA） ☎264-3192 住所：大和東 3-3-16	◎深見西 ◎深見東 ◎深見 ◎深見台 ◎大和東 ◎大和南
上草柳・中央地域包括支援センター（晃風園） ☎263-1108 住所：草柳 2-15-1	◎上草柳 ◎桜森 ◎中央 ◎草柳 ◎下草柳 ◎柳橋（1・4丁目）
福田北地域包括支援センター（大和市社協） ☎267-9992 住所：柳橋 2-11（まごころ地域福祉センター内）	◎柳橋（2・3・5丁目） ◎福田（1～8丁目）
桜丘・和田地域包括支援センター（和喜園） ☎268-2621 住所：下和田 822-1	◎上和田 ◎下和田 ◎福田（2339～2617、5506～5696）
福田南地域包括支援センター（敬愛の園） ☎269-9001 住所：福田 1551	◎代官 ◎渋谷 ◎福田（1～8丁目、2339～2617と5506～5696を除く）

※担当地区は発行時点のものとなります。今後、下和田及び福田の一部地域と下鶴間の一部地域において、住居表示が変更される予定です。

第7期 大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ダイジェスト版

平成30年3月

発行 / 大和市
 企画・編集 / 大和市健康福祉部 高齢福祉課・介護保険課
 大和市下鶴間一丁目1番1号
 電話 046-260-5611（高齢福祉課）・5168（介護保険課）